

議案第 1 1 号

向日市営駐車場設置条例の制定について

向日市営駐車場設置条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市営駐車場設置条例

(目的及び設置)

第1条 来庁者及び市民等の利便性を図ることを目的として、向日市営駐車場（以下「市営駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市営駐車場の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

(駐車場に駐車することができる自動車)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車とする。

(使用料)

第4条 駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)は、駐車場から自動車を出場させる際に、別表2に規定する使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、市の業務上その他必要があると認める場合は、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の休止)

第7条 市長は、公益上又は駐車場の補修その他管理上必要がある

と認めるときは、駐車場の使用を休止することができる。

(禁止行為)

第8条 使用者は、駐車場で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、設備等を破損し、又は滅失すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 前各号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(損害賠償)

第9条 使用者は、その責に帰すべき理由により、駐車場の施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(市の免責)

第10条 駐車場における自動車の損傷、滅失等については、市は賠償の責を負わない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

名称	位置
女性活躍センター前駐車場	向日市寺戸町中ノ段16番地の7

別表 2（第 4 条関係）

区分	使用料
午前 8 時から午後 8 時まで	1 時間までごとに 3 0 0 円（ただし、入場から出場までの 2 4 時間ごとの上限額は 4 0 0 円とする。）
午後 8 時から翌日午前 8 時まで	1 時間までごとに 1 0 0 円（ただし、入場から出場までの 2 4 時間ごとの上限額は 4 0 0 円とする。）